

高吾北広域町村事務組合女性職員活躍行動計画実施状況

令和3年6月14日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第6項の規定に基づき、高吾北広域町村事務組合女性職員活躍行動計画の実施状況を以下のとおり公表する。

- ①令和7年度までに、管理的地位（所属長及び消防長）における女性割合を、令和2年4月1日の実績（22%）より8%引き上げ、3割以上にする。

令和3年4月1日の女性割合 22% 未達成

目標	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
30%以上	22%				

分析：管理的地位にある職員に退職等はなく、令和2年度と変更がない。

- ②令和7年度までに、消防職にて女性を1名以上採用する。

令和3年4月1日採用の女性数 0名 未達成

目標	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
1名以上	0名				

分析：令和2年度実施の消防職採用試験では、女性の受験者は1名となっているが採用には至っていない。

- ③令和7年度までに、育児休業を取得する男性職員の割合を令和元年度の実績（0%）より10%引き上げ、1割以上にする。

令和2年度の男性職員育児休業割合 0% 未達成

目標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
10%以上	0%					

分析：男性の育児休業取得について職員への周知・理解は進んでいるものの、交代制勤務者が多いこと等もあり課題は多い。

まとめ

数値目標を掲げた3項目の全てが未達成となっているが、組合での努力だけではどうしようもない面もある。引き続きできる限りの取組を実施し女性が活躍できる職場環境の整備を進める。